

報道資料

令和8年1月30日

報道各社 様

静岡市消防局長

職員の懲戒処分が発令等について

令和8年1月30日付けで、下記のとおり懲戒処分を発令しました。

記

- 1 被処分者
清水消防署 消防士 元田 龍矢（もとだ りゅうや）31歳 男性
- 2 事案の概要
被処分者は、令和7年5月30日（金）4時30分頃、有度出張所における深夜勤務中に、他の消防職員のクレジットカード情報を承諾なく複製したとして、同年11月13日（木）8時23分に割賦販売法第49条の2第2項第1号違反の容疑で清水警察署員に逮捕された。
加えて、被処分者は、当該職員のクレジットカード情報を利用し、インターネットのサイトでギフトコードを11万円分購入し、自身の財産とした上で、他のサイトでこれを転売した。
- 3 懲戒処分の事由
地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
（法令等に従う義務違反、職務専念義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行）
- 4 懲戒処分の内容
免職
- 5 懲戒処分年月日
令和8年1月30日

【消防局長コメント】

当局職員が市民の皆様の信頼を損なう行為を行ったことについて、深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対して、職場の内外を問わず、なお一層の綱紀粛正を図るとともに、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

令和8年1月30日

静岡市消防局長 なるさわ ひろひさ
成澤 央久

【問合せ先】

静岡市消防局消防総務課（駿河区南八幡町消防局庁舎3階）

担当 小田、入澤

電話 054-280-0132